

令和7年3月5日

## 第2回岩美町議会定例会資料

会期及び審議予定	・ ・ ・ ・ ・	P2
一般質問（質問事項及び質問要旨）	・ ・ ・ ・ ・	P3～20
請願（陳情）等文書表一式	・ ・ ・ ・ ・	P21～46
例月出納検査報告	・ ・ ・ ・ ・	P47～52
（令和6年11・12月・令和7年1月分）		
一般経過の報告（議会関係行事）	・ ・ ・ ・ ・	P53～54

岩 美 町 議 会

令和7年第2回岩美町議会定例会(3月議会)会期及び審議日程(予定)

月 日	曜日	会 議	会 議 の 内 容	備 考
3/5	水	本会議	1 開会(開議)宣告 1)議事日程の報告 2)諸般の報告 2 議事日程 1)会議録署名議員の指名 2)会期の決定 3)町長の施政方針 4)議案審議 (令和6年度各会計補正予算議案等審議)	
6	木	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)議案審議(説明) (令和7年度各会計予算議案等一括上程・説明)	
7	金	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)一般質問	
8	土	休 会		
9	日	休 会		
10	月	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)議案審議(質疑) (令和7年度各会計予算議案等一括質疑・委員会付託)	予算審査特別委員会設置 予算審査特別委員会 (正・副委員長互選) 議会活動の在り方検討特別委員会
11	火	休 会		中学校卒業式
12	水	休 会	常任委員会・予算審査特別委員会分科会	
13	木	休 会	常任委員会・予算審査特別委員会分科会	
14	金	休 会	予算審査特別委員会	全員協議会
15	土	休 会		
16	日	休 会		
17	月	本会議	1 開議宣告 1)諸般の報告 2 議事日程 1)議案審議 (令和7年度各会計予算議案等一括審議) 委員長報告、質疑、討論、採決 2)請願等処理 3)追加議案、発議案等審議 3 閉会宣告	議会活動の在り方検討特別委員会 議会だより調査特別委員会

## 令和7年第2回岩美町議会定例会一般質問

NO.1

通告順	氏名	質問事項	質問要旨
1.	森田 洋子	1. 子ども、若者の政治参画推進を	<p>近年、子どもや若者をめぐる問題は、引きこもり、ニート、若者の就労困難、不登校、高校中退などをはじめ、青少年による非行や犯罪、子どもが被害者となる事件、児童虐待、家庭の経済力による「教育格差」、有害情報など実に多様なものがある。</p> <p>2023年4月に「子ども家庭庁」が発足し、こどもの最善の利益を第1に考え、こども政策を社会のど真ん中に捉えた取り組みを推進するとしている。</p> <p>本町も子ども、若者を巡る問題が多様化、深刻化する中、課題解決に向け、当事者目線を大切に声を聞き政策に反映できる仕組みを作ることが必要と考える。</p> <p>(1) 町の若い方から「もっと子ども、若者の意見を聞いてほしい。」「役場などに意見箱を設置してほしい。」との声を聞いた。 今後の様々な本町の課題解決につながるものとして意見、要望、質問、提案といったことが記入できる意見箱を設置すべきと考えるがどうか。</p> <p>(2) 子ども、若者が考える未来のまちの姿や大切にしたいことを聞き取って、まちづくりを生かす方法を検討する考えはないか。</p>

	<p>(3) 特に小中学生にはさまざまな方法で将来のまちづくりに興味、関心を持っていただきたき郷土愛を深めるきっかけにつなげてほしいと考える。そして各々の思いを町政に届ける体制づくりを考えるべきだ。</p> <p>そこで、主権者教育について伺いたい。</p> <p>平成27年の公職選挙法改正により選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことをきっかけに若年層に対する主権者教育の必要性が一気に高まった。</p> <p>総務省は、主権者教育とは国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこととしている。</p> <p>今年には国政選挙、本町の町長選挙もある。</p> <p>全国的に若年層の投票率が低い傾向であるが、昨年10月に行われた衆議院議員選挙で本町の投票率と世帯別の投票率を伺う。</p>
	<p>(4) 主権者教育に力をいれるべきと考えるが、本町は小学生の主権者教育をどのように取り組んでいるか。</p>
	<p>(5) 子どもにとっての社会とはまず学校と言われている。まさに、主権者教育は児童会や生徒会の中にあるのではないかと考える。</p> <p>身近に感じられる機会として岩美中学校で行われる生徒会選挙があるが、その取り組みを伺う。</p>
	<p>(6) 主権者教育の観点から現在の生徒会はどういった活動をしているか。</p>

		<p>(7) 主権者教育の一環として子どもが意見を表明し、政策に反映できる仕組みとして「子ども議会」がある。本町の子どもたちが町をより良くするため主権者としての意識を高め、ひいては政治や選挙への理解促進と政治参加につながると考える。 本町も主権者教育として学校などでこのような子ども議会などの取り組みをしてはどうか。</p> <p>2. 火災予防について</p> <p>今年になって全国で住宅火災が発生したとのニュースが非常に多いと感じている。 先日も浦富地内で住宅火災が発生、高齢者の方がお亡くなりになった。 二度とこのようなことが起こらない取り組みをすべきである。</p> <p>(1) 火災予防の取り組みでどのようなことを行っているのか。</p> <p>(2) 家庭で行う火災予防のPR強化が必要と考えるがどうか。</p> <p>(3) 高齢者の方が火災から逃げ遅れ犠牲になることが多くなっている。そういった住宅火災から人命を守ることを目的として住宅用火災警報器の設置が2011年6月に義務づけられた。 本町では住宅用火災警報器を全世帯対象に無料配布したが、配布後14年が経過していると認識している。住宅用火災警報器は10年で交換が必要である。全世帯に更新（無料配布）を考えないか。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>(4) 住宅用火災警報器設置は義務であるが、特に高齢者世帯が火災警報器をきちんとして設置しているかどうか確認できるところな仕組みが必要だと考える。町長の見解を伺う。</p>	
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------	--

通告順	氏名	質問事項	質問要旨
2.	川口 耕司	1. 地域おこし協力隊制度の活用について	<p>人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。</p> <p>地域おこし協力隊は都市地域から地方の地域へ生活の拠点を移し、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域ブランドの開発、販売、PRや農林水産業への従事、住民支援など地域への協力活動を行いながら、その地域への定住・移住を図る取り組みとして総務省が平成21年度に創設した制度です。</p> <p>本町では、平成25年度に3名の地域おこし協力隊員が着任されています。隊員任期が終了後も本町に定住され、経験を生かし、頑張っておられます。その一方で、様々な理由でミスマツチが発生し、委嘱後も任期途中で退任した協力隊員がいることも課題となっています。</p> <p>地域おこし協力隊に取り組みむ自治体には、特別交付税による財源措置が行われます。また、様々な手厚いメニューを用意し新たな仕組みづくりを構築し、活用を促しています。</p> <p>本町における地域おこし協力隊の制度を更に積極的に活用していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 地域おこし協力隊の今までの採用実績についてお伺いします。</p> <p>(2) 任期終了後の隊員の動向を見ますと、令和5年3月31日までに任期を終了した隊員は、累計で11,123人。同じ地域に定住した隊員は7,214人でおよそ64.9%、さらに定住した隊員の内約46%が起業、約36%が就業しているようです。</p> <p>本町における現状についてお伺いします。</p>

		<p>(3) 総務省は、令和8年度までに協力隊員を1万人とする目標を掲げています。募集競争が想定される中、募集要件のマッチング等、人材確保に向けた本町ならではの取り組みを行っているかお伺いします。</p> <p>(4) 「地域おこし協力隊」の推進のための施策として、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受け入れ地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」の制度があるが今後活用は考えな いか。</p> <p>(5) 地域課題の解決を図るための手段の1つとして、地域おこし協力隊の活用が有効であると考えます。 今後、制度活用について町長の見解をお伺いします。</p> <p>公民館は、町民の生涯学習の拠点として、社会教育法に位置付けられた社会教育や生涯学習を推進する施設でありま す。求められる社会教育のあり方は時代とともに変化してき ていきます。 今後、公民館が担っていく役割についてお伺いします。</p> <p>(1) 中央教育審議会答申では、人口減少時代の新しい地域づ くりに向けた社会教育の振興方策について今後の社会教 育施設に求められる役割として、地域の学習拠点に加え、 地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセ ンター的役割、地域の防災拠点の役割も期待されています。 また、第10期中央教育審議会生涯学習分科会では、 多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・ 社会教育の拠点であるとされています。 教育長の見解をお伺いします。</p>
	<p>2. 地区公民館のW i - F i 整備 について</p>	

			<p>(2) 令和4年12月に実施された県社会教育課調査の鳥取県公民館等の来館者の利用できるWi-Fi整備状況により、68.3%有、31.7%が無となっています。</p> <p>パソコンやWi-Fiの設置など、社会教育施設におけるICT環境整備の現状は、決して十分とは言えないと思います。新しい技術を有効に活用することにより、これまで社会教育施設を利用する機会が少なかった住民など、多様な交流や人と人のつながりを広げる可能性があります。</p> <p>Wi-Fi整備未設置の地区公民館の整備についてお伺いします。</p>
--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

通告順	氏名	質問事項	質問要旨
3.	升井 祐子	1. LGBTの理解増進を図る教育は慎重に	<p>令和5年6月16日にLGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が成立し、同法では、性的マイノリティの差別解消を目指している。</p> <p>(1) 町長はLGBTに対してどのような考えをもっておられるのか伺う。</p> <p>(2) これまでの学習指導要領には「性の多様性」は盛り込まれていなかったが、「LGBT理解増進法」が施行されたことで、埼玉県教育委員会は、小中高生に向けた、LGBTに関するリーフレットを作成するなど、教育に取り入れようとする動きが加速しているようだ。 性の多様性について、本町の教育委員会は、今後どのような教育・指導を目指すのか。</p> <p>(3) 同法は、学校に対してLGBT教育の実施を求めているが、学習の時期と内容によっては、児童生徒に混乱を招く可能性があると思うがどうか。 特に小学校低学年では、まだ性についての理解がままならないということもありえる。感受性や繊細さに個人差が大きいため、慎重に行ったほうがよいのではないか。</p> <p>(4) 「LGBT理解増進を図る教育」は、科学的見地のみならず、伝統的、文化的、宗教的等、多角的視点を含んだ包括的な教育とし、自身に与えられた性の意味について考えを深められる教育にするべきだと思うがどうか。</p>

	<p>2. 各家庭の防火対策について</p>	<p>先日、本町で住宅火災が発生し、1棟全焼、お一人の高齢者の方が亡くなられた。延焼は免れたが、気象条件によっては、大火災となる可能性もあった。本町全体の防災への姿勢を、改めて考えるべきではないかと思う。</p> <p>(1) 火災は、早期発見・初期消火により、被害を最小限に抑える必要がある。 町内でも、消火器の使用期限を、意識していない方のために、町広報や防災無線にて注意を促してはどうか。</p> <p>(2) 本町で、各家庭に一斉に取り付けた火災警報器は、2010年設置とあり、約15年経過している。 火災警報器は、2004年の改正消防法で、2006年から新築住宅への設置が義務付けられ、2011年以降は既存住宅を含め、全ての市町村で義務付けられた。また、火災警報器を取り付けていないと、火災保険の適用がされない可能性もあるそうだ。 各世帯に配布した火災警報器について、更新の予定はあるのか。</p> <p>(3) 町で火災予防を目的とした「点検デー」を設定し、半年に一回程度、各家庭で電気コンセントや消火器などの点検を行ってもらうよう呼び掛けてはどうか。また、「点検デー」に併せて消火器の普及促進及び悪質な訪問販売への注意喚起など啓発してはどうか。 また、一人暮らしの高齢者など、点検が難しい場合は、消防団と連携しフォローしてはどうか。</p>
--	------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>(4) 消火器の取り扱いが不慣れな方は多いと思われる。        防災訓練の際、大谷や浦富のような大きな地区は、地域を細分化し、なるべく一家庭から一人参加できるような仕組みや、啓発をされたらどうか。</p> <p>(5) リチウムイオン電池の廃棄には、火災や環境汚染リスクがあり適切な処理が必要だ。        近年、全国でゴミ収集車での、リチウムイオンバッテリーによる火災事故が増加している。        鳥取市においても、リチウムイオン電池が原因と思われる火災事故があった。リチウムイオン電池に関しては、本町でも「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」に絶縁テープを貼るように記載されているが、危険だということを特に強調して、お知らせしていただけたらと思うがどうか。</p>
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

通告順	氏名	質問事項	質問要旨
4.	吉田 保雄	1. 町の高齢者介護の状況について	<p>岩美町の第11次総合計画（以下、第11次総という）の第3章の（3）の項「みんなが安心して 健やかに暮らせるまち」の（3）-（iii）福祉の充実の計画項目では、基本方針で「②高齢者福祉の充実」が掲げられております。『介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と連携・協力して高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」の充実を進めます。』と記述されており、更に、</p> <p>① 「地域でおこなわれる高齢者サロンやサークル活動の支援」、</p> <p>② 「高齢者のつながりや生きがいを高めるとともに健康づくりの支援」、</p> <p>③ 「高齢者世帯の日常生活を支援する為、見守りや声掛け、買い物、ゴミ出しなど地域の助け合いにより高齢者の生活を支える担い手の育成を行う」、</p> <p>④ 「認知症になっても安心して暮らすことができるよう、もの忘れ相談などによる早期発見の取組を進め」、</p> <p>⑤ 「認知症の理解に対する普及啓発を行う」、</p> <p>⑥ 「高齢者の外出を支援する高齢者等移送サービスを実施」、</p> <p>⑦ 「介護家族の経済的負担を軽減するため介護用品の支給を行い、在宅介護の継続を支援する。」</p> <p>等が、掲載されています。</p> <p>鳥取県の介護保険事業（全市町村）関係資料で『介護関係資料「別冊 各市町村一岩美町」』（2016年度版）では、令和2年度の岩美町の人口ピラミッドは、完全な逆ピラミッド型の人口構成を示しており、65歳以上の人口は、当時の全人口10,794人に対して4,053人（内訳 男性</p>

		<p>1, 7 2 1 人、女性 2, 3 3 2 人) と記されています。</p> <p>これは『消滅可能性自治体』の予兆とされていますが、加えて、別冊の 1 8 頁「要支援・要介護認定者の有病状況」のグラフでは、糖尿病から精神病までの 8 区分傷病すべてで鳥取県の全体数値より高い値が示されています。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(1) 要介護の方々は、第一段階から、入院治療の必要な第 5 段階まで、状態によって区分されて、介護・福祉支援されていると思いますが、町の要介護の方々の状況は、各介護段階で人数的にどのような状況なのか、伺います。</p> <p>(2) 介護を必要としているの方々に対して、介護士及び介護福祉士の陣容（人数）は、どのくらいでしょうか。又、その方々の現在の人数で十分なのでしょうか</p> <p>(3) 今後さらに増えることが予想される要介護の住民のために、町として介護福祉士及び介護士の方を増やすためにどのような取組、同時にその方々の全体の管理や支援をどのように行っていくのか、町の考えを伺います。</p> <p>(4) 町内で過疎化の進行が急激に生じている地域の老人世帯（老老介護世帯）や増加の傾向のある要介護の方々の状況をどのように把握しているのか、伺います。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>(5) 「第9期岩美町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画書（令和6年3月）」によると要介護者及び要福祉高齢者の入居受け入れ施設は、115名分と記されている。昨年、社会福祉協議会が管理運営していた「たんぽぽの家」の現状はどのように認識しているのか。併せて、要介護者の方や、ご高齢の方の受け入れ施設は、十分なのか、伺います。</p>
		<p>(6) 凡そ「介護・福祉」という行為は、心（こころ）と身体（からだ）の両面での支え、或いは当事者（要介護者）と介護士の接し方を問われるものだと思います。介護を必要としている高齢者にとって日常生活における行動（運動）の介助（かいじよ）の行為と、話し相手・相談相手或いは思いを同じくする心の張り（心の覇気）を理解し合える相談相手が必要なのだと思います。町の独居老人の人数はどのように把握しているか。そして独居老人の方の介護は町としてどの様に進めるのか伺います。</p>
		<p>(7) 要介護者のそれぞれの方が、それぞれの生き方をしてこられているはずです。「百人の要介護者の方にとって、百種類の介護が必要である」との理解を持って、介護支援を充実するために、各地区の公民館に看護師さんOGの方、或いはOBの方に在籍してもらいたいと考えます。そして、地区内の要介護者の方々の日常のケアをサポートする体制を造って、高齢化の進む、且つ、過疎化の進む地域の要介護者の方々の</p> <p>① 過疎の地域の中での介護に関する、関係施設との懸け橋として、住民の相談に乗って頂きたい。</p>

			<p>② 病院や介護施設との中継役の活動を推進していただきたい。</p> <p>③ 自主防災組織の方々との災害時の要支援の支えに協力体制をつくって頂けるように活動していただきたい。</p> <p>などの対応をお願いして、地区の人達の身体のケアに寄り添い、そして心の疲弊（ひへい）に向き合って頂きたいと考えます。</p> <p>当然、在籍して介助支援していただく看護師OG及びOBの方には、それなりの報酬を支援していただきたいと思えます。</p> <p>そして、岩美町は、県内屈指の「福祉が充実している自治体」であると、他の自治体からうやましがられるような施策の実現を願うものです。</p> <p>町長の考えを伺います。</p>
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

通告順	氏名	質問事項	質問要旨	
5.	田中 克美	1. 学校給食の無償化について	<p>(1) 学校給食法は第一条で「学校給食は教育の一環」と定め、第二条で教育の目標として7つの項目をかかげ、子どもたちに何を学んでほしいかを具体的に書いている。法制定した昭和29年4項目だったものに平成21年に3項目を追加して現在の7項目になった。項目の中の(4)、(5)、(6)を読み上げたいので、それぞれの意味しているところの説明を、大西教育長に求める。</p> <p>(2) 学校給食として子どもたちが一緒に同じものを食べることは、単なる昼食の提供ではなく、法が言うように教育そのものなのだと理解すべきだと思う。教育長の認識を伺う。</p> <p>(3) 法第二条がかかげる教育目標を達成するためには、豊かな自然環境で生産された安全安心な食材、地産地消の給食、日本や地域の伝統的な食文化を生かした給食が求められる。 生産・加工・流通を通して、地域が一体となって子どもたちを育てるという取り組みになっていくと思う。教育長の認識はどうか。</p>	

	<p>(4) 学校給食の食材費は、農業や漁業、食品加工業など地場産業の振興を支援する投資になると思うが、教育長の認識を伺う。</p>	
	<p>(5) 町当局はこれまでの答弁で、学校給食法第11条2項の規定を根拠に、食材費は保護者負担だと規定されていると述べてきた。      法が制定された昭和29年当時の文部省は、同年9月28日付の文部事務次官通達「学校給食法並びに同法施行令等の施行について」という文書を発出して、法制定の趣旨等の徹底を図っている。      その文書中の「経費の負担等」と題する項目において当時の文部省が、保護者の負担について柔軟な考え方をしていたことをうかがうことができる記述がある。      教育長に、該当箇所を読み上げたいので、どのように受け止めるか答弁を求めます。</p>	
	<p>(6) 町財政を投じて学校給食を無料にすることは、食育の実践による教育効果という点はもとより、地域経済にとってももろもろの効果をもたらすことは明らかだと思ふ。      単に学校教育費が増えるというものではない。子どもたちを育てる投資であり、子育て世代を支援する投資であり、町内産業を支援する投資だ。優先度がきわめて高い施策だと思ふが、町長の見解をただす。</p>	

<p>2. 生活保護利用者の自動車保有・利用について</p>	<p>厚生労働省は昨年12月25日付で「生活保護問答集について」の一部改正を行い、障害(児)者の通勤や通院のために保有が認められた自動車の目的以外の用途への利用を認めると事務連絡を発出した。</p> <p>この改正は、北海道江別市の女性が、重度障害のある息子さんの通院以外での自動車利用を認めず、従わなければ保護を変更・廃止すると指導した同市の指導撤回を求めた訴訟が厚生労働省を動かしたものとされる。</p> <p>今日は、生活保護を必要とする人の自動車の保有・利用を阻んでいる制限を少しでも改善したいという思いで、何かただしたい。</p> <p>(1) 生活用品は、保有率が地域の全世帯の70%程度であれば「一般世帯との均衡を失すことにならない」とされていると思うが、自動車だけ保有率の例外とすることは不合理ではないか。</p> <p>(2) 車は「資産」だと言われるが、処分価値がゼロに近いものはそもそも「資産」とは言えないと思うが、車は処分価値ゼロでも「資産」と見なすのか。</p> <p>(3) 処分費用が処分価値を上回る場合でも処分を求めるのか。</p> <p>(4) 自動車の保有については、処分価値のない場合は、「資産」にならないのであるから維持費を確保することが可能であれば保有を認めるべきではないか。</p> <p>処分価値がある場合は、①処分価値が小さい(例えば該当者の世帯の最低生活費6ヵ月分以下)、②維持費の確保が可能、③地域の自動車普及率が70%以上または、障害や病気等のため公共交通機関の利用が困難という要件を満たせば保有を認めるべきではないか。</p>
--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>(5) 自動車は移動の自由を保障するという側面がある。自動車を保有することによって、自立した生活を送ることができ、社会参加が可能になる。そうした面からも保有が認められるべきではないか。</p>	
		<p>3. 戦後80年、被爆80年と日本被団協のノーベル平和賞受賞を記念し、町として平和企画を計画してはどうか</p>	<p>(6) 不合理な制限や条件は緩和することを国に要望することを求める。</p>	
			<p>戦後80年、被爆80年と日本被団協のノーベル平和賞受賞を記念し、町として戦争と被爆の体験を次世代に引き継ぐ企画を提案したい。</p> <p>ノーベル平和賞受賞を力に、戦争も核兵器もない日本、世界を築こう、戦争反対、核兵器廃絶の声を今の私たちが引き継ごうの声を広げるため、行動を呼びかける。</p> <p>かつて榎本町長の時代、全国でT P P反対の世論と運動が大きく広がり、各地で農協はじめ農業団体、農業者が先頭になってT P P反対の声を上げた。</p> <p>そうした声に連帯して、全国の自治体で初めて町が主導して反対集会を開催することをよびかけ、農協など農業者の協力も得て町民集会を開催することができた。</p> <p>もう一度、町として行動してはどうか。長戸町長の決断を促したい。</p>	

## 請願（陳情）等継続審査文書表

令和7年第2回岩美町議会定例会提出

受理番号及び 受理年月日	所管委員会	件名及び 要旨	提出者及び 紹介議員	審査結果
陳情第6号 令和6年 10月30日	産業福祉 委員会	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる 国への渡航移植等を防止するための法整備等を 求める意見書提出の陳情	東京都新宿区西新宿3丁目3番13号 西新宿水間ビル6階 一般社団法人 中国における臓器移植 を考える会 代表 丸山 治章	令和6年第7回定例会継続審査 (R6年12月定例会)

受理	陳情第6号	令和6年10月30日	取扱者
付議	令和6年12月10日	第7回岩美町議会定例会	
付託	産業福祉常任委員会		
採否	令和 年 月 日	採択 不採択	
処理	令和 年 月 日	へ送付	

臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための  
法整備等を求める意見書提出の陳情

陳情者

東京都新宿区西新宿3丁目3番13号  
西新宿水間ビル6階  
一般社団法人 中国における臓器移植を考える会  
代表 丸山 治章

				合議	主 査
					
	岩美町議会	議長殿			
	合議	係			



一般社団法人 中国における臓器移植を考える会

代表 丸山治章

東京都新宿区西新宿3丁目3番13号

西新宿水間ビル6階

## 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための 法整備等を求める意見書提出の陳情

### 陳情の趣旨

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。

### 陳情の理由

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクは増加しています。

この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国（135カ国）に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国で関連法が整備されています。

我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会が2022年12月、前記の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。

我が国の臓器提供は年間約100件程度にとどまり、希望者数の0.6%程度（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典）しか移植手術を受けられないといった、深刻なドナー不足があります。この現状から、海外へ渡航移植する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上ります。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植の斡旋を行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取り組みに積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める  
意見書（案）

世界的な移植用臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航等が、世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっている。

このような問題に取り組むため、国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年4月に、臓器取引・人身取引の犯罪化し、移植ツーリズムの防止を掲げた「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明した。日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会は2022年12月、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明した。

国内では、現在約1万6500人もの方が移植を希望し登録している（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）が、臓器提供は年間で約100件となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題である。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たない。厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上る。いっぽう、海外での臓器移植は手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診療を拒否される場合もある。

渡航移植は、邦人が思わぬ医療犯罪や非人道犯罪に巻き込まれる恐れがあるものの、我が国には渡航移植を制限する法律はなく、いつ、どこで、誰が、どのような手術を受けたのか、自治体や医療機関は確認することができない。したがって、臓器提供の透明性を確保する制度の整備は必要である。前記宣言にならい、不正な臓器取引の禁止、移植ツーリズムの防止、さらには、適切で公正な臓器移植に関する啓蒙や教育の一層の強化も欠くことはできない。

よって〇〇議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り組むことを求める。

以上、地方自治法第〇〇条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日  
議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣



## 中国へ渡航移植

日本国厚生労働省

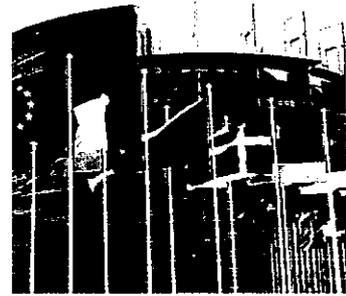
2023年6月、厚生労働省が行った実態調査で、中国で移植を受けたのち日本の医療機関に通院している患者は175人いることがわかった。

調査は日本各地の医療機関（203施設280診療科）を対象に行われた。

供給されたドナー臓器の出所が不明な中国で移植手術を受ければ、人道犯罪におのずと加担してしまう恐れがある。

### 【報告】海外渡航移植患者の実態調査の結果

- 調査施設：203施設 280診療科（うち腎臓171 肝臓97 心臓11 肺11）
- 渡航移植患者の診療を実施している施設：85施設 111診療科（腎臓71 肝臓29 心臓9 肺2）
- 令和5年3月31日時点での移植後の外来通院患者数 31,684名（国内で臓器移植を受けた患者31,141名を含む）
- 臓器移植患者：543名
  - 生体ドナー：42名（腎臓36名 肝臓6名）
  - 死体ドナー：416名（腎臓131名 肝臓125名 心臓148名 肺2名）
  - 不明：85名（腎臓63名 肝臓2名）
- 臓器別
  - 米国 227名（うち腎臓58名 肝臓36名 心臓131名 肺2名）
  - 中国 175名（うち腎臓140名 肝臓34名 心臓1名）
  - オーストラリア 41名（うち肝臓41名）
  - フィリピン 27名（うち肝臓27名）
  - ドイツ 13名（うち肝臓2名 心臓11名）
  - コロンビア 11名（うち肝臓11名）
  - ペルー 5名（うち肝臓5名）
  - インド 4名（うち腎臓3名 肝臓1名）
  - バングラ 4名（うち腎臓4名）
  - スウェーデン 4名（うち肝臓4名）
  - カナダ 4名（うち肝臓1名 心臓3名）
  - ベトナム 3名（うち腎臓3名）
  - 韓国 3名（うち腎臓2名 肝臓1名）
  - ブルガリア 2名（うち腎臓2名）
  - タイ 2名（うち腎臓1名 肝臓1名）
  - イギリス 2名（うち心臓2名）
  - オランダ 1名（うち腎臓1名）
  - オーストラリア 1名（うち心臓1名）
  - フランス 1名（うち腎臓1名）
  - アルゼンチン 1名（うち肝臓1名）
  - エジプト 1名（うち肝臓1名）
  - イタリア 1名（うち肝臓1名）
  - 不明 7名（うち腎臓5名 肝臓2名）



## 臓器収奪を非難

欧州議会

2024年1月18日、欧州議会は中国共産党による法輪功や他の少数派への迫害停止を求める決議を採択した。

無実の囚人からの臓器収奪は「頻繁に」報告されているとし、加担者に対して制裁を科すようEU加盟国に求めた。

決議は非難対象を「中国」ではなく「中国共産党」とし、迫害政策は政権主導であることを強調した。

European Parliament  
2019-2024



TEXTS ADOPTED

P9\_TA(2024)0037

The ongoing persecution of Falun Gong in China, notably the case of Mr Ding Yuande

European Parliament resolution of 18 January 2024 on the ongoing persecution of Falun Gong in China, notably the case of Mr Ding Yuande (2024/2504(RSP))

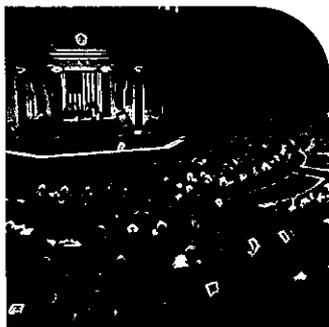
中国における臓器収奪停止のため日本の法整備を求める意見書の要請 添付資料2

日本国厚生労働省  
海外渡航移植患者の  
実態調査



欧州議会  
中国共産党による  
法輪功迫害非難決議





## 法輪功保護法案

米連邦下院

2024年4月25日、米連邦下院で法輪功保護法案が可決した。

良心の囚人らから強制的に臓器を摘出する「臓器狩り」に関与したものに制裁を科すことを定めた、米国で初となる法案となる。

制裁には資産凍結、米国入国禁止、経済的制裁、刑事罰などがある。

### H. R. 4132

#### AN ACT

To provide for the imposition of sanctions with respect to forced organ harvesting within the People's Republic of China, and for other purposes.

*Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled,*

##### SECTION 1. SHORT TITLE.

This Act may be cited as the "Falun Gong Protection Act".



## 臓器収奪の警告

国連人権特別報告官

2021年6月14日、国連人権特別報告官は中国に対する警告を発表した。

拘束された少数民族や法輪功学習者が、移植用臓器の摘出対象になっているとの「信頼できる情報」があったとした。

強制的な臓器検査と移植用データベースへの登録が行われており、「非常に警戒している」と表明した。

### China: UN human rights experts alarmed by 'organ harvesting' allegations

中文

GENEVA (14 June 2021) – UN human rights experts\* said today they were extremely alarmed by reports of alleged 'organ harvesting' targeting minorities, including Falun Gong practitioners, Uyghurs, Tibetans, Muslims and Christians, in detention in China.

中国における臓器収奪停止のため日本の法整備を求める意見書の要請 添付資料1



## 請願（陳情）等文書表

令和7年第2回岩美町議会定例会提出

受理番号及び 受理年月日	所管委員会	件名及び 要旨	提出者及び 紹介議員	審査結果
陳情第1号 令和7年 1月21日	総務教育	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情	東京都八王子市市館町1821-122 伊藤 豪	
陳情第2号 令和7年 1月27日	総務教育	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	鳥取県鳥取市末広温泉町211誠ビル3階 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁	
陳情第3号 令和7年 2月20日	産業福祉	国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情	鳥取県西伯郡南部町天萬1052-3 鳥取県農民運動連合会 会長 雑賀 敏之	

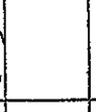
受 理	陳情第1号	令和7年1月21日	取扱者
付 議	令和7年3月5日	第2回岩美町議会定例会	
付 託	総務教育常任委員会		
採 否	令 和	年 月 日	採 択
処 理	令 和	年 月 日	不採択
			へ送付

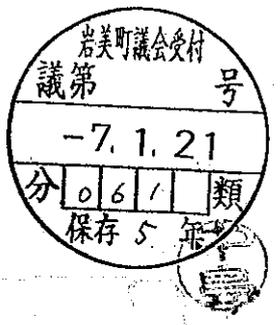
市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情

陳情者

東京都八王子市館町1821-122

伊藤 豪

先供覧 の宛先 合議					
	合議	課係			



市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」  
「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情

令和7年 1月12日

岩美町議会議長 様

陳情者

住所： 東京都八王子市館町1821-122  
 氏名： 伊藤豪   
 電話番号： 090-7238-0603  
 Mail： j.s-network@kne.biglobe.ne.jp

「地域の治安を良くすること」

これは、自治体の重要な「使命」の一つです。

なぜなら、「犯罪」「いじめ」「児童虐待」「自殺」「死亡事故」等が多発する社会、  
 また、「失業者」や「ホームレス」等が救済されない社会であったら、  
 人間が「幸せ」を感じるのは難しいからです。

私は、このような考えから、  
 「市民と共に『いじめ』『自殺』『児童虐待』『犯罪』等を減らす取り組み」について、  
 陳情したいと思います。

現在の日本の治安は、いい状態とは言えません。

政府の発表によると、2023年に全国の小、中、高、特別支援学校で認知された「いじめ」の件数は732,568件です。これは、一日に約2,007件認知されたということです。

同じく2023年の全国の「自殺死亡者数」は、21,837人で、一日約60人が亡くなったということです。

2022年の全国の「児童虐待相談件数」は、214,843件で、一日約589件の相談があったということです。

2023年に全国で起きた「殺人事件」は、912件でした。一日平均、約2.5人が殺されたということです。

「強盗」は1,361件起きました。一日約3.7人の方が被害にあったということです。

「不同意性交等（強制性交等）」は2,711件で、一日約7.4人の方が被害にあっています。

多くの人は、このような状況に慣れてしまったせいかな、無関心でいますが、私は、これは異常な状態だと思っています。

特に、「自殺死亡者数」に関しては、G7の中で最も多いという、非常に残念な状況にあります。

多くの自治体は、これらの問題に対処するために、様々な取り組みをされていると思いますが、目立った成果は出ていないようです。

それどころか、これらの数値は、全て、前年と比べて増加しています。

私は、このような状況を改善するために、ある施策を考えましたので、是非、自治体の運営に取り入れていただきたいと思っています。

多くの人が苦しんでいる今の状況は、普通ではありません。放置してはいけないと思います。

治安を回復し、より良い社会を実現するために、是非、前向きに検討していただきたいと思います。

## 提案（陳情内容）

私の提案は、次の2つです。

1：自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する

2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

以下、それぞれについて説明いたします。

1：自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する

現在、日本政府は、治安に関する様々な統計データをネット上に公開していますが、私は、それらの中で、以下の17の項目の数値を減らすこと（人口増減は除く）が、「より良い社会」を実現する上で、特に重要だと考えています。

### 1：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

### 2：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

私の一つ目の提案は、自治体（市区町村）が、これらを数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有することです。

ここで重要なのは、「市民と共有すること」です。

また、そのために必要なのは、ホームページや機関誌に掲載する等して、「市民がいつでも見られるようにしておくこと」、「定期的に公表し、しっかり伝えること」です。

積極的に情報を発信して、「治安の状態を市民と共有すること」が、とにかく重要です。

※これらの項目を数値化する理由については、後ほど補足で説明します。

※資料の後半に、東京都のこれらの項目を数値化した図表を参考として添付しています。

## この取り組みのメリット

この施策には、主なメリットが5つあります。

### メリット1：市民の「社会意識」が高まる

「地域（市区町村）の治安の状態」を数値化し、図表をつくり、常に、自治体のホームページや機関誌等に掲載しておけば、その地域に住む全ての人が、自分が住んでいる地域の状態を、いつでも数値で確認することができます。

そのため、その地域に住む人が「地域の課題に関心を持つようになる」「社会意識が高まる」「地域に愛着を持つようになる」「地域の政治に関心を持つようになる」「地域に貢献するようになる」といったことが期待できます。

市民の「社会意識」が高まることは、自治体のあらゆる活動に、プラスに作用します。

### メリット2：子供に、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる

この取り組みを、地域の小・中・高校の道徳教育に取り入れれば、地域の子供に、子供の頃から、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができます。

このような教育を、子供の頃から継続して行なえば、子供の「社会意識」は、自然と高まると考えられます。

### メリット3：自分が住んでいる地域の「良し悪し」が分かる

公表する数値は、「地域の良し悪しを判断する基準」になるので、政治に詳しくない人でも、その数値を見ることによって、自分が住んでいる地域が「いい状態か、悪い状態か」「良くなったか、悪くなったか」「他の地域と比べてどうか」等を知ることができます。

### メリット4：自治体で働く人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる

この取り組みを全国の全ての自治体（市区町村）で行なえば、日本の全ての自治体を数値で評価できるようになるので、自治体で働く全ての人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができます。

## メリット5：コストがかからず、リスクがない

17の項目は、全て政府と警察庁のホームページに掲載されているので、新たに調査する必要がありません。つまり、実施するにあたって、コストが、ほとんどかからず、リスクが、ほとんどないということです。

### この取り組みのデメリット

デメリットというほどのことではありませんが、それぞれの数値を調べ、図表をつくり、公表する作業が必要になります。

これらの数値は、政府が都道府県別で、ネット上に公開していますが、市区町村別の数値は、一部の地域を除いて公開されていません。

ただ、集計は、市区町村ごとに行なわれているようなので、問い合わせることによって、知ることができると思います（東京都の犯罪の発生件数は、市区町村別で公開されています）。

また、以前、私が八王子市役所に、八王子市における「自殺死亡者数」「いじめの認知件数」「児童虐待相談件数」を問い合わせたところ、教育委員会の方針で、八王子市の数値は公開していないとのことでした。ただし、把握はしているとのことでした。

自治体によっては、一部の数値は公開しづらいのかもしれませんが、私は、むしろ積極的に公開するべきだと考えています。

なぜなら、「現状を知ること」なしに、改善することなどできないからです。治安を良くする上で、「現在の治安の状態を知ること」は、避けては通れないのです。

現状から目をそらさず、市民の幸せに直結するそれらの数値を公開し、市民と共有することこそ、誠実な態度なのです。

より良い社会を実現するために、是非、この重要な一歩を踏み出してほしいと思います。

2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

二つ目の提案は、一つ目の提案で説明した「17の項目」のすべて、もしくは一部の数値を減らす方法を考え、

「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうというものです。

ここで重要なのは、「数値目標」「実施計画」「具体的な取り組み」等を、「市民と共有すること」です。

また、「市民に対して、定期的に進捗状況を伝えること」、そして、「その活動を、政治の仕組みとして定着させること」も重要です。

ここでも、「市民と情報を共有すること」が、何より重要です。

この施策のメリットは、これをしっかり行なえば、少なからず、その数値が減ることです。

また、その地域に住む全ての人が「共通の目的」を持つことになるので、地域の団結が得やすくなりますし、地域がまとめやすくなります。

この取り組みのデメリットは、「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立てるのに、時間と労力がかかることです。

また、市民と協力して、それを行なうためには、行政の適切なリーダーシップが必要になります。

## 実施例

これは、あくまで一例ですが、自治体（市区町村）が、以下のことを行なえば、市民の「社会意識」を高め、市民の「理解」と「協力」を得て、それらの数値を減らすことができると考えられます。

- ・対象地域（市区町村）の治安の状態（17の項目）を数値化し、図表をつくり、ホームページ等で公表する。
- ・「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、それを公表する。
- ・実施する。PDCAサイクルを回す。
- ・17の項目の月間、年間の数値、活動の進捗状況等を、自治体のホームページや機関誌等で、定期的に公表する。
- ・地域の小・中・高校の道德教育に、この活動を取り入れる。

「数値化」と「公表すること」に関しては、17の項目すべてを数値化し、公表した方がいいと思いますが、実施に関しては、重要度が高いと思われる項目に絞って、実施した方がいいかもしれません。

数値を減らすためには、「具体的な取り組み」が必要ですが、私は、家庭における道德教育と学校における道德教育を充実させることが、根本的に重要だと考えています。

ですが、地域の課題や状況は、それぞれ全く違うので、何をどのようにするかは、それぞれの自治体が、その自治体の実状に合わせて決める必要があります。

## 補足説明 17の項目を数値化する理由

### 数値化する17の項目

#### 1：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

#### 2：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強姦性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

上記の17の項目を数値化する理由は、これらが人間の幸せに、深く関わっていると考えられるからです。

また、これらは、政府がネット上に公開しているので、新たに集計する必要がないからです。

また、項目が多すぎると分かりづらくなりますし、対策がしづらくなるので、17個に絞りました。

これらの項目は、政府が公開している治安に関するデータの中で、特に人間の幸せに関係していると、私は考えています。

離婚件数については、分かりづらいかもしれませんが、令和5年に起きた自殺の2割以上が、家庭問題が原因であることから、離婚（家族の不和）は、人の幸せに大きな影響を与えていると考えられます。

また、子供がいる夫婦が離婚をすると、夫婦の不和が、子供に、少なからず影響を与えてしまうので、子供の幸せに影響がでます。

また、ひとり親家庭も、両親がいる家庭と比べると、子育てに影響があるので、子供の幸せに関係していると言えます。

このような理由から、これらの数値を把握し、できる限り減らす取り組みをすることは、とても重要であると考えています。 ※離婚そのものを否定しているわけではありません。

人口減少は、地方の自治体においては、非常に重要な課題です。

そのため、人口増減数を、ホームページ等で常に見られるようにしておくこと、また、学校教育で子供に教え、子供の頃から、そのことについて考えるようにしておくことは、とても重要だと考えます。

犯罪の認知件数は、人間の幸せに直結している重要な問題です。

それらを減らすためには、家庭と学校における道徳教育と、地域の啓蒙活動を充実させることが根本的に重要だと考えますが、犯罪の種類によって、取り組むことが少し違ってきます。

例えば、窃盗を減らすためには、経済対策が必要かもしれません。

「不同意性交等（強制性交等）」と「不同意わいせつ（強制わいせつ）」を減らすためには、「男女の人間関係のあり方」についての教育が必要だと思います。

「強盗」「殺人」「放火」については、家庭環境が悪い人に対する生活のサポート、育児の相談、生活相談が必要かもしれません。

また、市民の防犯意識を高める啓蒙活動も重要だと思います。

## 最後に

現在、「いじめ」「自殺」「児童虐待」は、社会問題として注目されていますが、改善する兆しが見えません。

恐らく、今行なっている取り組みを続けているだけでは、改善できないと思います。

私の提案は、この状況を打破するための新しい取り組みです。

この取り組みを継続して行ない、行政の「仕組み」として定着させることができれば、必ず成果が得られるはずです。

私は、この取り組みが、全国の市区町村、都道府県で行なわれるように働きかけています。

全国の市区町村、都道府県がこの取り組みをすることによって、日本全体の治安が良くなる、より良い社会が実現する。それが、私が期待していることです。

日本全体の治安を良くするために、是非、この施策を自治体の活動に取り入れていただきたいと思っております。

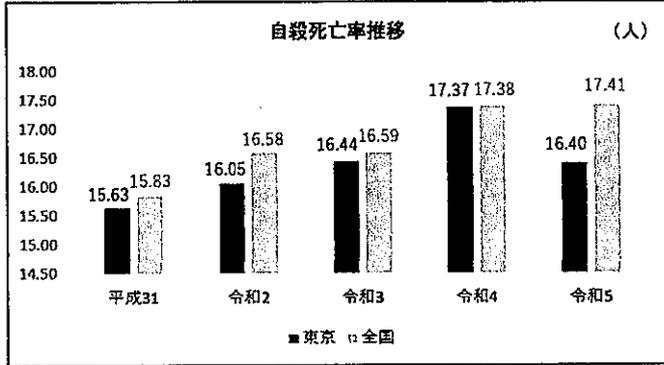
場合によっては、二つ目の提案は、実施するのが難しいかもしれませんが、一つ目の提案だけでも、是非、行なっていただきたいと思っております。

# 例) 東京の治安状況 17の項目の図表

## 自殺死亡者数

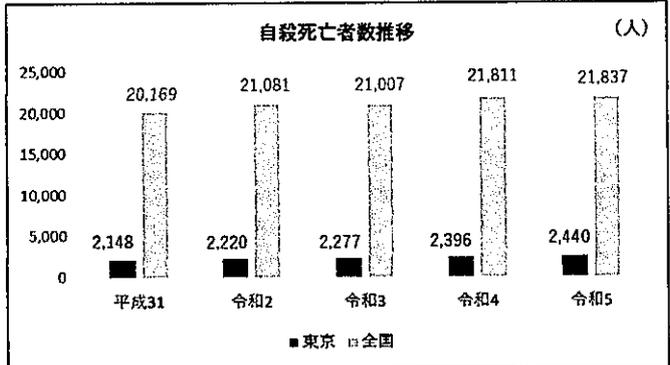
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数) = 自殺者数 ÷ 人口 × 10万 (人)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	15.63	16.05	16.44	17.37	16.40
全国	15.83	16.58	16.59	17.38	17.41



自殺死亡者数 (人)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	2,148	2,220	2,277	2,396	2,440
全国	20,169	21,081	21,007	21,811	21,837

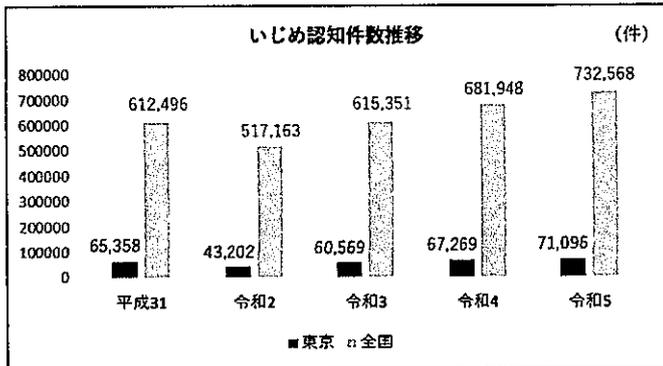


## いじめの認知件数

※国公立 小・中・高・特別支援学校

いじめ認知件数 (件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	65,358	43,202	60,569	67,269	71,096
全国	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568

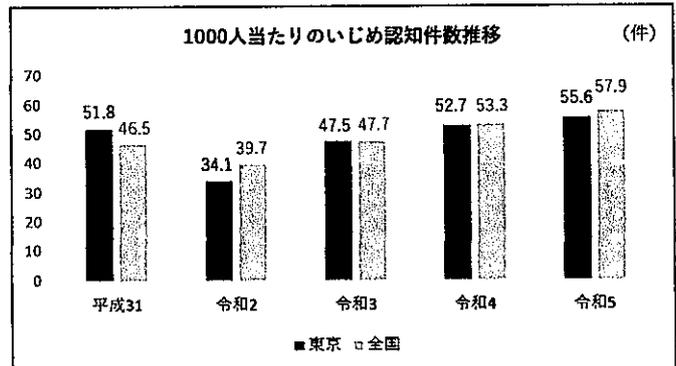


1,000人当たりのいじめ認知件数

(いじめの認知件数 ÷ 人口 × 1,000)

(件)

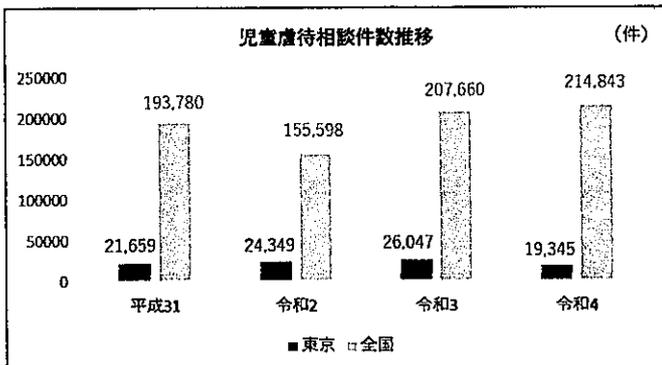
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	51.8	34.1	47.5	52.7	55.6
全国	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9



## 児童虐待相談件数

(件)

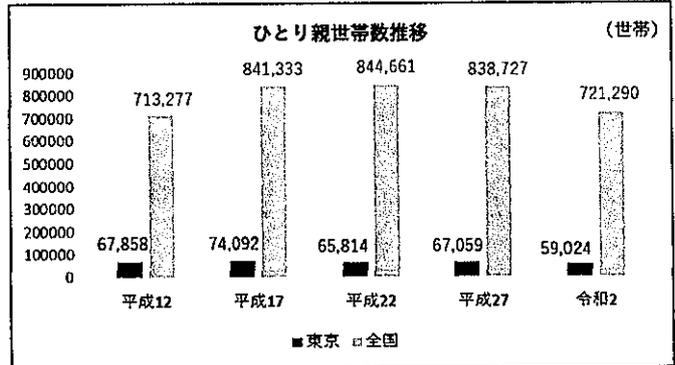
	平成31	令和2	令和3	令和4
東京	21,659	24,349	26,047	19,345
全国	193,780	155,598	207,660	214,843



## ひとり親世帯数

(世帯)

	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2
東京	67,858	74,092	65,814	67,059	59,024
全国	713,277	841,333	844,661	838,727	721,290

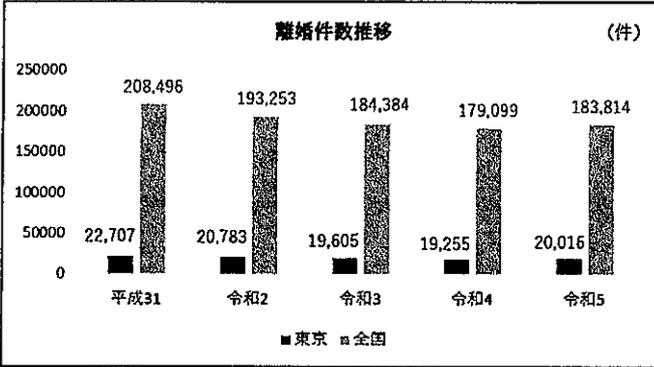


## 離婚件数

離婚件数

(件)

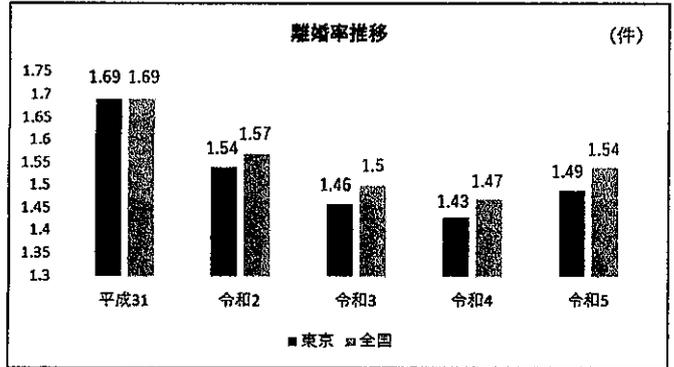
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	22,707	20,783	19,605	19,255	20,016
全国	208,496	193,253	184,384	179,099	183,814



離婚率 (離婚数÷人口×1,000)

(件)

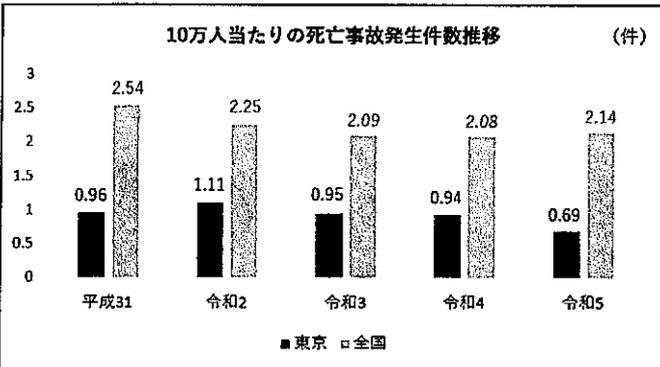
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	1.69	1.54	1.46	1.43	1.49
全国	1.69	1.57	1.5	1.47	1.54



## 死亡事故発生件数

10万人当たりの死亡事故発生件数 (死亡事故数÷人口×10万) (件)

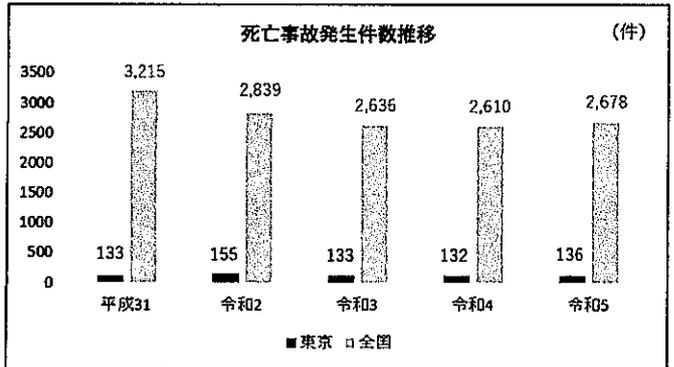
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	0.96	1.11	0.95	0.94	0.69
全国	2.54	2.25	2.09	2.08	2.14



死亡事故発生件数

(件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	133	155	133	132	136
全国	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678

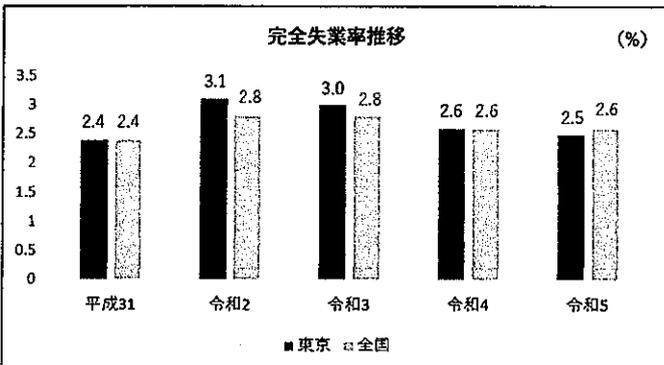


## 完全失業率

完全失業率

(%)

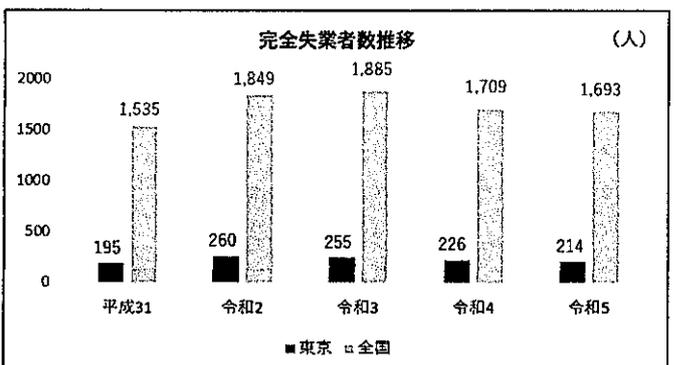
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5
全国	2.4	2.8	2.8	2.6	2.6



完全失業者数

(人)

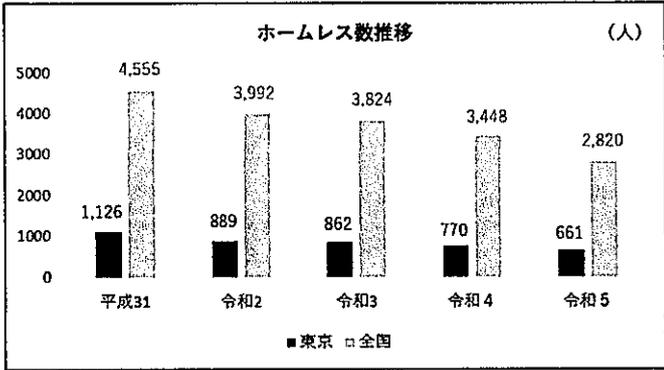
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	195	260	255	226	214
全国	1,535	1,849	1,885	1,709	1,693



## ホームレス数

(人)

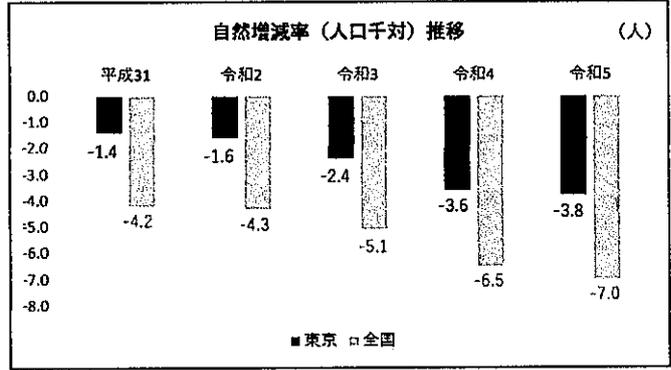
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	1,126	889	862	770	661
全国	4,555	3,992	3,824	3,448	2,820



## 人口増減数

自然増減率：人口千対 (人口増減数÷人口×1,000) (人)

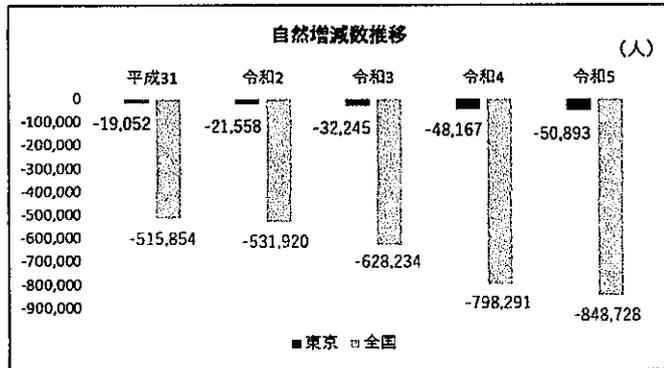
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	-1.4	-1.6	-2.4	-3.6	-3.8
全国	-4.2	-4.3	-5.1	-6.5	-7.0



## 自然増減数

(人)

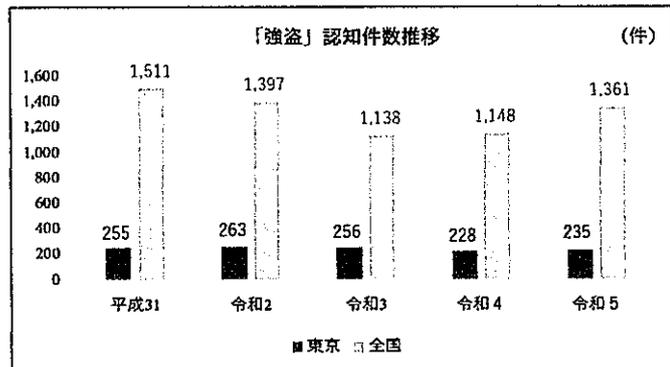
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	-19,052	-21,558	-32,245	-48,167	-50,893
全国	-515,854	-531,920	-628,234	-798,291	-848,728



## 「強盗」認知件数

(件)

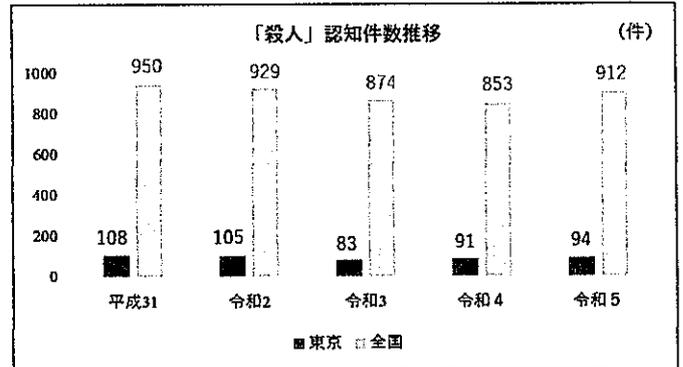
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	255	263	256	228	235
全国	1,511	1,397	1,138	1,148	1,361



## 「殺人」認知件数

(件)

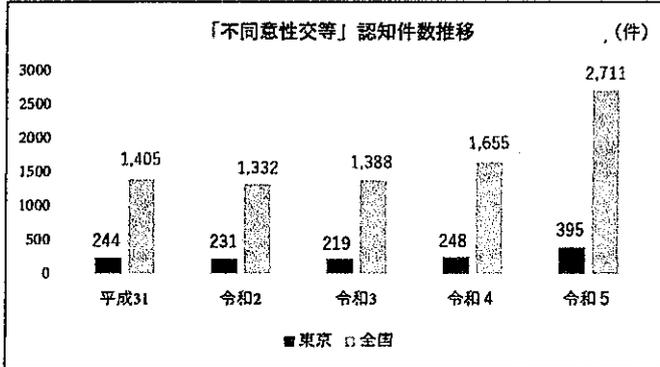
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	108	105	83	91	94
全国	950	929	874	853	912



### 「不同意性交等（強姦性交等）」認知件数

(件)

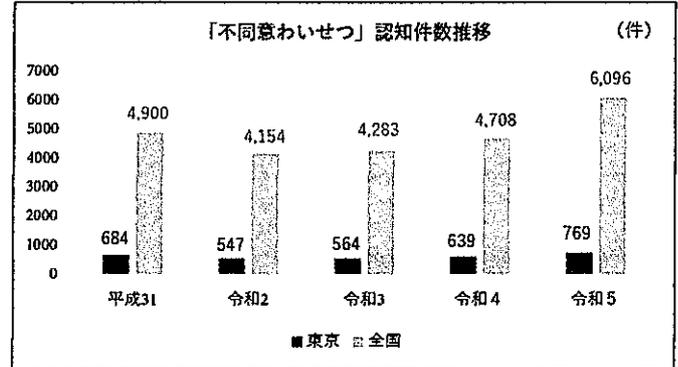
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	244	231	219	248	395
全国	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711



### 「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数

(件)

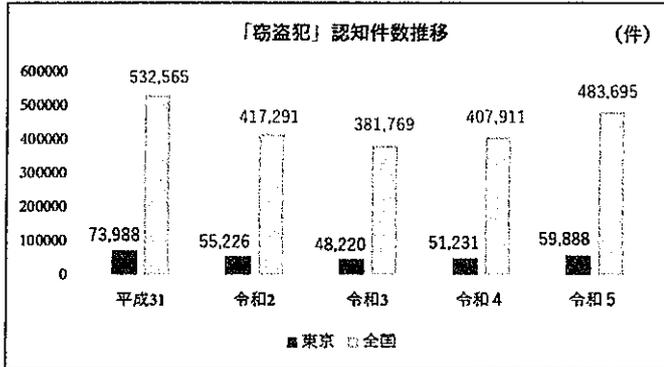
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	684	547	564	639	769
全国	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096



### 「窃盗犯」認知件数

(件)

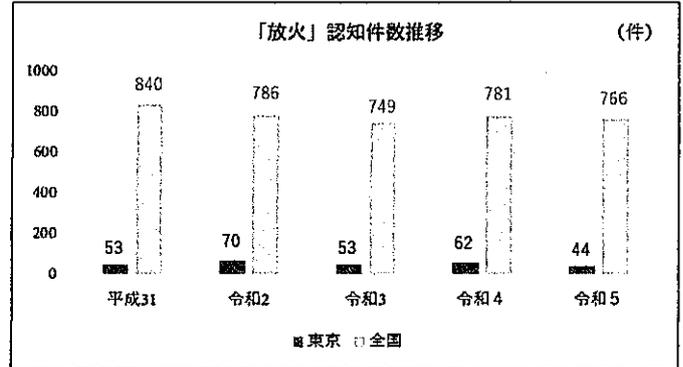
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	73,988	55,226	48,220	51,231	59,888
全国	532,565	417,291	381,769	407,911	483,695



### 「放火」認知件数

(件)

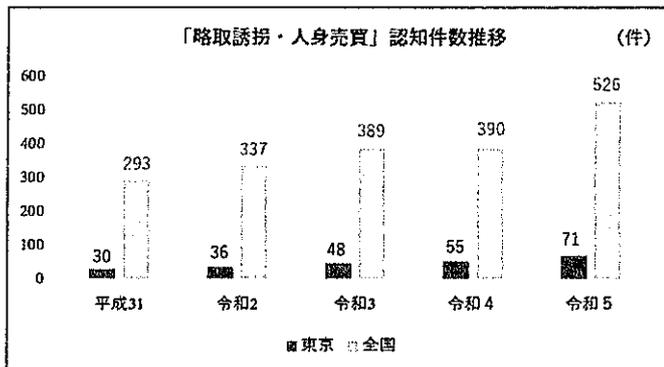
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	53	70	53	62	44
全国	840	786	749	781	766



### 「略取誘拐・人身売買」認知件数

(件)

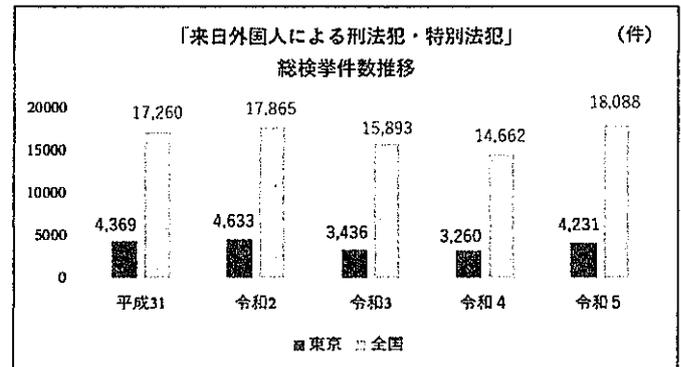
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	30	36	48	55	71
全国	293	337	389	390	526



### 「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

(件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	4,369	4,633	3,436	3,260	4,231
全国	17,260	17,865	15,893	14,662	18,088



受	陳情第2号	令和7年1月27日	取扱者
付	令和7年3月5日	第2回岩美町議会定例会	
付	総務教育常任委員会		
採	令和 年 月 日	採択 不採択	
処	令和 年 月 日	へ送付	

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情者  
鳥取県鳥取市末広温泉町2-1-1 誠ビル3階  
鳥取県労働組合総連合  
議長 田中 暁

一先供電	議長 美町 議長 橋本	局長 恒 係	係長 中原	合議	主査 岡
------	----------------------	--------------	----------	----	---------



2025年 11月 22日  
鳥取県労働組合総連合  
議長 橋本 恒 係  
鳥取市末広温泉町 211 誠ビル3階

## 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」

### の採択を求める陳情書

#### 【陳情の趣旨】

物価高騰から労働者・国民の命とくらし、雇用をまもるための貴職のご奮闘に敬意を表します。

2024年度の最低賃の加重平均は1055円(前年比+51円、+5.1%)となり、1000円以上が16都道府県、900円台が31県となりました。額率ともに過去最高の引上げとなり、物価高騰分を補う水準確保されたとはいえ、先進国に比べ低額であり、生活改善が実感できるどころか低すぎて自立して生活できない水準のままです。都市部と地方での格差は昨年より縮小したとはいえ、地域別最低賃金であるがゆえに地域格差は存在し続け、地方から都市部への人口流出、地域経済が疲弊していく要因となっています。全国どこで働いても、人間らしく生活出来る水準を保障することが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。

労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による相応の財政を捻出する決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」としています。

最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上

## 【別紙 案】 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

物価高騰は、私たちの生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金を引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,163円、鳥取県では957円、最も低い県では951円に過ぎない。毎日8時間働いても月14万～17万円(税込み)であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、鳥取県と東京都では、同じ仕事でも時給で206円、年収で3万余円もの格差となる(年間150時間労働換算)。賃金を引き上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことが喫緊の課題になっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域では、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業・小規模事業所支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも、全国一律制度に法改正する際、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

### 記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金ただちに1500円を実現し、1700円をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日 ○○議会 議長 ○○○○

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

受	陳情第3号	令和7年2月20日	取扱者
付	令和7年3月5日	第2回岩美町議会定例会	
付	産業福祉常任委員会		
採	令和 年 月 日	採択 不採択	
処	令和 年 月 日	へ送付	

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情

陳情者

鳥取県西伯郡南部町天萬1052-3

鳥取県農民運動連合会

会長 雑賀 敏之

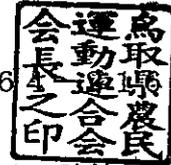
	議長	局長	係長	合議	主査
先供覧					
	合議		課係		



2025年2月14日

岩美町議会  
議長 橋本恒 様

陳情団体 鳥取県農民運動連合会  
住所 〒683-0201  
鳥取県西伯郡南部町天萬1052-3  
会長 雑賀敏之  
連絡先電話0859-6



国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める陳情

【陳情趣旨】

地球規模の気候変動や、ウクライナ戦争を背景とした世界的な食料危機は食糧の6割以上を世界の国々に依存する日本の食料施策の危うさも浮き彫りにしました。特に昨年は、これまで「余っている」と言われていた米の在庫量が過去最低となり、市場価格の高騰や店頭から米がなくなる異常事態が起こっています。

その原因は、政府が主食である米の需給と価格への責任を放棄したことにあります。稲作農家の平均所得が1万円（時給換算で10円）という状況下で米作りから撤退する農家が増え続けていることを考えれば、今後のこのような異常事態がしばしば起こると予想されます。

私たちは政府に対して、すべての国民に安全な食料を持続的に享受する権利を保障するよう求めます。そのためには、不安定な輸入に依存した食料施策をあらため、食料自給率の向上に向けた実効性のある施策を行うことが必要です。今こそ国産食料の増産と、それを支える大多数の家族農業経営を支援する農政に転換すべきと考えています。以上の趣旨から、次の事項を実現するよう求めます。

【陳情事項】

1. 良質な食料が安定的に供給され、かつ、国民1人1人がこれを入手できる実効性のある施策として、国内食料を増産し、食料自給率の向上を図ること、とりわけ、改定「食料・農業・農村基本法」に基づく「基本計画」において、食料自給率の目標と達成するための計画を明記し、農政の重点に据えること。
2. 食料品をはじめとする物価高騰で苦しむ人々への支援を強化すること。特にセイフティーネットとしての「食糧支援制度」や、生産者の生業を支え、消費者にも恩恵をもたらす農家への「所得補償制度」を確立すること。また、政府が主食の米について、価格と需給に責任を持ち、増産に転じること。
3. 全国の自治体などの努力で広がる学校給食の無償化を後押しし、さらに広がるよう支援を拡充すること。また、地元産の安全な農畜産物・食品を活用する施策を行うこと。

内閣総理大臣 石破 茂 殿  
農林水産大臣 江藤 拓 殿

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書（案）

2025年 月 日

議会 議長

【陳情趣旨】

地球規模の気候変動や、ウクライナ戦争を背景とした世界的な食料危機は食糧の6割以上を世界の国々に依存する日本の食料施策の危うさも浮き彫りにしました。特に昨年は、これまで「余っている」と言われていた米の在庫量が過去最低となり、市場価格の高騰や店頭から米がなくなる異常事態が起こっています。

その原因は、政府が主食である米の需給と価格への責任を放棄したことにあります。稲作農家の平均所得が1万円（時給換算で10円）という状況下で米作りから撤退する農家が増え続けていることを考えれば、今後のこのような異常事態がしばしば起こると予想されます。

私たちは政府に対して、すべての国民に安全な食料を持続的に享受する権利を保障するよう求めます。そのためには、不安定な輸入に依存した食料施策をあらため、食料自給率の向上に向けた実効性のある施策を行うことが必要です。今こそ国産食料の増産と、それを支える大多数の家族農業経営を支援する農政に転換すべきと考えています。以上の趣旨から、次の事項を実現するよう求めます。

【陳情事項】

1. 良質な食料が安定的に供給され、かつ、国民1人1人がこれを手に入れる実効性のある施策として、国内食料を増産し、食料自給率の向上を図ること、とりわけ、改定「食料・農業・農村基本法」に基づく「基本計画」において、食料自給率の目標と達成するための計画を明記し、農政の重点に据えること。
2. 食料品をはじめとする物価高騰で苦しむ人々への支援を強化すること。特にセイフティーネットとしての「食糧支援制度」や、生産者の生業を支え、消費者にも恩恵をもたらす農家への「所得補償制度」を確立すること。また、政府が主食の米について、価格と需給に責任を持ち、増産に転じること。
3. 全国の自治体などの努力で広がる学校給食の無償化を後押しし、さらに広がるよう支援を拡充すること。また、地元産の安全な農畜産物・食品を活用する施策を行うこと。

供覧 完結	議長	局長	係長	合議	主査
					
	合議		課係		



様  
完結

岩美町議会議長 橋本 恒

岩美町監査委員 寺谷 信一郎  
(公印省略)  
岩美町監査委員 川口 耕司  
(公印省略)

例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和6年11月分の例月出納検査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年月日 令和6年12月24日
2. 検査した監査委員 寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象 会計管理者、水道出納員、下水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和6年11月分の出納状況
4. 検査の結果 適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表 明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和6年11月末日現在 (単位：円)

会計別	区分	前月末歳入	当月中		歳入歳出	当月末歳入
		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	差引残額 (ロ)-(ハ)=(ニ)	歳出残額 (イ)+(ニ)=(ホ)
一 般	6年度	719,802,133	1,025,466,175	292,174,344	733,291,831	1,453,093,964
バ ス	6年度	△ 28,632,227	242,098	5,513,296	△ 5,271,198	△ 33,903,425
後期高齢者	6年度	846,310	22,223,200	4,346,545	17,876,655	18,722,965
国 保	6年度	107,661,380	106,138,930	125,125,203	△ 18,986,273	88,675,107
集 排	6年度	0	0	0	0	0
下 水	6年度	0	0	0	0	0
介護保険	6年度	39,400,050	106,079,920	124,022,652	△ 17,942,732	21,457,318
小計(a)	6年度	839,077,646	1,260,150,323	551,182,040	708,968,283	1,548,045,929
基 金(b)	6年度	4,219,530,508	976,700	0	976,700	4,220,507,208
歳入歳出外現金(c)	6年度	75,709,126	113,189,822	101,698,210	11,491,612	87,200,738
合計(a+b+c)	6年度	5,134,317,280	1,374,316,845	652,880,250	721,436,595	5,855,753,875

## 現金出納状況表(令和6年度)

### 企業会計

#### イ 現金出納の状況

(単位:円)

事業別	区分	前月末 残高(A)	当月収支			当月末収支 残高(A+B)(C)	備 考
			収 入	支 出	差 引(B)		
水道事業		339,327,341	16,743,127	14,120,951	2,622,176	341,949,517	令和6年12月23日現在
下水道事業		205,690,486	16,371,752	20,780,000	△ 4,408,248	201,282,238	令和6年12月23日現在
病院事業		539,230,025	136,870,193	164,062,813	△ 27,192,620	512,037,405	令和6年12月24日現在

(単位:円)

事業別	区分	1日より検査当日分						当日現金残高 (C) + (D) - (E)
		受 高			払 高			
		検査前日まで	検査当日	計 (D)	検査前日まで	検査当日	計 (E)	
水道事業		961,088	0	961,088	4,982,211	0	4,982,211	337,928,394
下水道事業		470,186	0	470,186	10,275,160	0	10,275,160	191,477,264
病院事業		151,477,614	745,396	152,223,010	191,127,044	0	191,127,044	473,133,371

#### ロ 資金現在高内訳

(単位:円)

事業別	区分	預 金		有価証券	現 金	合 計	備 考
		普通預金	定期預金				
水道事業		336,899,933	1,028,461	0	0	337,928,394	令和6年12月23日現在
下水道事業		191,444,264	33,000	0	0	191,477,264	令和6年12月23日現在
病院事業		221,902,441	250,000,000	0	1,230,930	473,133,371	令和6年12月24日現在

#### ハ 収支の状況 (収入)

(令和6年11月末日現在)

事業別	区分	収 益 (円)				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		251,343,000	130,120,565	16,746,665	146,867,230	58.43	54.56	3.87
下水道事業		410,725,000	146,862,078	16,026,086	162,888,164	39.66	—	—
病院事業		2,337,578,000	891,871,760	144,195,416	1,036,067,176	44.32	49.62	△ 5.30

#### (支出)

事業別	区分	費 用 (単位:円)				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		251,343,000	42,395,129	4,951,749	47,346,878	18.84	19.92	△ 1.08
下水道事業		410,725,000	70,011,437	19,815,299	89,826,736	21.87	—	—
病院事業		2,337,578,000	1,024,946,783	138,271,102	1,163,217,885	49.76	53.60	△ 3.84

供 覧 完 結	議長	局長	係長	合議	王 登
					
	合議		課係		

完 結

決裁  
-7.1.29

岩美町議会受付  
議第 - 号  
-7.1.29  
令和7年1月29日  
保存5

岩美町議会議長 橋 本 恒 様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎

(公印省略)

岩美町監査委員 川口 耕司

(公印省略)

### 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和6年12月分の例月出納検査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年月日            令和7年1月29日
2. 検査した監査委員        寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象                会計管理者、水道出納員、下水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和6年12月分の出納状況
4. 検査の結果                適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表           明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和6年12月末日現在

(単位：円)

会計別	区分	前月末歳入	当月中	当月中	歳入歳出 差引残額	当月末歳入 歳出残額
		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	(ロ) - (ハ) = (ニ)	(イ) + (ニ) = (ホ)
一 般	6年度	1,453,093,964	558,631,067	666,814,437	△ 108,183,370	1,344,910,594
バ ス	6年度	△ 33,903,425	142,200	4,532,445	△ 4,390,245	△ 38,293,670
後期高齢者	6年度	18,722,965	49,428,090	71,260,115	△ 21,832,025	△ 3,109,060
国 保	6年度	88,675,107	103,421,084	143,948,526	△ 40,527,442	48,147,665
集 排	6年度	0	0	0	0	0
下 水	6年度	0	0	0	0	0
介護保険	6年度	21,457,318	116,321,320	128,270,055	△ 11,948,735	9,508,583
小計(a)	6年度	1,548,045,929	827,943,761	1,014,825,578	△ 186,881,817	1,361,164,112
基 金(b)	6年度	4,220,507,208	553,800	0	553,800	4,221,061,008
歳入歳出外現金(c)	6年度	87,200,738	111,948,020	122,805,416	△ 10,857,396	76,343,342
合計(a+b+c)	6年度	5,855,753,875	940,445,581	1,137,630,994	△ 197,185,413	5,658,568,462

## 現金出納状況表(令和6年度)

### 企業会計

#### イ 現金出納の状況

(単位:円)

事業別	区分	前月末 残高(A)	当月収支			当月末収支 残高(A+B)(C)	備 考
			収 入	支 出	差 引(B)		
水道事業		341,949,517	8,444,188	10,328,037	△ 1,883,849	340,065,668	令和7年1月28日現在
下水道事業		201,282,238	7,352,952	16,823,090	△ 9,470,138	191,812,100	令和7年1月28日現在
病院事業		512,037,405	180,715,613	302,346,151	△ 121,630,538	390,406,867	令和7年1月29日現在

(単位:円)

事業別	区分	1日より検査当日分					当日現金残高 (C) + (D) - (E)	
		受 高			払 高			
		検査前日まで	検査当日	計 (D)	検査前日まで	検査当日		計 (E)
水道事業		457,016	0	457,016	6,393,248	0	6,393,248	334,129,436
下水道事業		174,523	0	174,523	2,745,877	0	2,745,877	189,240,746
病院事業		157,486,118	309,739	157,795,857	110,401,742	0	110,401,742	437,800,982

#### ロ 資金現在高内訳

(単位:円)

事業別	区分	預 金		有価証券	現 金	合 計	備 考
		普通預金	定期預金				
水道事業		333,100,975	1,028,461	0	0	334,129,436	令和7年1月28日現在
下水道事業		189,207,746	33,000	0	0	189,240,746	令和7年1月28日現在
病院事業		187,085,186	250,000,000	0	715,796	437,800,982	令和7年1月29日現在

#### ハ 収支の状況

(収入)

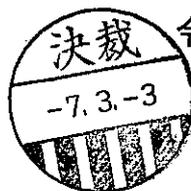
(令和6年12月末日現在)

事業別	区分	収 益 (円)				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		251,343,000	146,867,230	16,842,172	163,709,402	65.13	61.24	3.89
下水道事業		410,725,000	162,888,164	16,431,085	179,319,249	43.66	—	—
病院事業		2,337,578,000	1,036,067,176	129,765,457	1,165,832,633	49.87	55.61	△ 5.74

(支出)

事業別	区分	費 用 (単位:円)				D/A 当月末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対 比
		予算額(A)	繰越額(B)	当月分(C)	計(B+C)(D)			
水道事業		251,343,000	47,346,878	8,747,897	56,094,775	22.32	22.57	△ 0.25
下水道事業		410,725,000	89,826,736	6,819,627	96,646,363	23.53	—	—
病院事業		2,337,578,000	1,163,217,885	278,931,719	1,442,149,604	61.69	65.17	△ 3.48

供覧完結	議長	局長	係長	合議	主査
					
	合議		課係		



岩美町議会議長 橋本 恒 様



岩美町監査委員 寺谷 信一郎  
(公印省略)  
岩美町監査委員 川口 耕司  
(公印省略)

### 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第235条の2の規定に基づき令和7年1月分の例月出納検査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

1. 検査した年月日 令和7年2月27日
2. 検査した監査委員 寺谷 信一郎 ・ 川口 耕司
3. 検査の対象 会計管理者、水道出納員、下水道出納員および病院出納員所管の一般会計ならびに特別会計に属する令和7年1月分の出納状況
4. 検査の結果 適正に執行されていることを認めた。
5. 現金出納状況表 明細は、次のとおりです。

全予算（一般会計、特別会計）令和7年1月末日現在

(単位：円)

会計別	区分	前月末歳入	当月中	当月中	歳入歳出 差引残額	当月末歳入 歳出残額
		歳出残高(イ)	収入済額(ロ)	支出済額(ハ)	(ロ) - (ハ) = (ニ)	(イ) + (ニ) = (ホ)
一般	6年度	1,344,910,594	255,981,901	437,152,100	△ 181,170,199	1,163,740,395
バス	6年度	△ 38,293,670	161,600	4,089,500	△ 3,927,900	△ 42,221,570
後期高齢者	6年度	△ 3,109,060	25,063,800	1,511,762	23,552,038	20,442,978
国保	6年度	48,147,665	105,796,208	110,749,411	△ 4,953,203	43,194,462
集排	6年度	0	0	0	0	0
下水	6年度	0	0	0	0	0
介護保険	6年度	9,508,583	105,034,540	118,350,225	△ 13,315,685	△ 3,807,102
小計(a)	6年度	1,361,164,112	492,038,049	671,852,998	△ 179,814,949	1,181,349,163
基金(b)	6年度	4,221,061,008	4,797,300	4,050,000	747,300	4,221,808,308
歳入歳出外現金(c)	6年度	76,343,342	138,610,539	129,581,486	9,029,053	85,372,395
合計(a+b+c)	6年度	5,658,568,462	635,445,888	805,484,484	△ 170,038,596	5,488,529,866

## 現金出納状況表(令和6年度)

### 企業会計

#### イ 現金出納の状況

(単位：円)

事業別	区分 前月末 残高(A)	当月収支			当月末収支 残高(A+B)(C)	備考
		収入	支出	差引(B)		
水道事業	340,065,668	30,105,450	101,415,914	△ 71,310,464	268,755,204	令和7年2月26日現在
下水道事業	191,812,100	30,370,787	6,353,874	24,016,913	215,829,013	令和7年2月26日現在
病院事業	390,406,867	176,408,225	201,110,103	△ 24,701,878	365,704,989	令和7年2月27日現在

(単位：円)

事業別	区分 検査前日まで	1日より検査当日分					当日現金残高 (C) + (D) - (E)
		受高			払高		
		検査当日	計(D)	検査前日まで	検査当日	計(E)	
水道事業	371,762	0	371,762	2,035,049	0	2,035,049	267,091,917
下水道事業	510,663	0	510,663	10,161,681	0	10,161,681	206,177,995
病院事業	126,640,141	270,241	126,910,382	85,368,496	0	85,368,496	407,246,875

#### ロ 資金現在高内訳

(単位：円)

事業別	区分 普通預金	預金		有価証券	現金	合計	備考
		定期預金					
水道事業	266,063,456	1,028,461	0	0	267,091,917	令和7年2月26日現在	
下水道事業	206,144,995	33,000	0	0	206,177,995	令和7年2月26日現在	
病院事業	156,588,881	250,000,000	0	657,994	407,246,875	令和7年2月27日現在	

#### ハ 収支の状況 (収入)

(令和7年1月末日現在)

事業別	区分 予算額(A)	収益			計(B+C)(D)	D/A 当期末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対比
		繰越額(B)	当月分(C)	(円)				
水道事業	251,343,000	163,709,402	15,895,723	179,605,125	71.46	67.75	3.71	
下水道事業	410,725,000	179,319,249	15,807,097	195,126,346	47.51	—	—	
病院事業	2,337,578,000	1,165,832,633	162,050,277	1,327,882,910	56.81	61.65	△ 4.84	

#### (支出)

事業別	区分 予算額(A)	費用			計(B+C)(D)	D/A 当期末執行率(%)	前年同期 執行率(%)	対比
		繰越額(B)	当月分(C)	(単位：円)				
水道事業	251,343,000	56,094,775	5,097,196	61,191,971	24.35	25.24	△ 0.89	
下水道事業	410,725,000	96,646,363	5,773,496	102,419,859	24.94	—	—	
病院事業	2,337,578,000	1,442,149,604	136,373,407	1,578,523,011	67.53	71.51	△ 3.98	

## 一般経過の報告

令和6年12月～令和7年3月

月 日	曜日	行事・事業等の概要
令和6年 12月10日	火	令和6年第7回岩美町議会定例会開会（～12日）
〃	〃	議会活動の在り方検討特別委員会
12日	木	議会だより調査特別委員会
13日	金	議会運営委員会
16日	月	兵庫県国道9号改修期成同盟会総会（香美町）
24日	火	例月出納検査
令和7年 1月4日	土	二十歳のつどい
10日	金	議会活動の在り方検討特別委員会
〃	〃	議会だより調査特別委員会
11日	土	新年挨拶交歓会
〃	〃	小田地区自治会との意見交換会
16日	木	全員協議会
17日	金	議会だより調査特別委員会
〃	〃	県政に要望する会（鳥取市）
21日	火	山陰近畿自動車道整備推進決起大会（東京都）
22日	水	境町議会表敬訪問（茨城県）
23日	木	令和7年第1回岩美町議会臨時会
〃	〃	全員協議会
〃	〃	産業福祉常任委員会
24日	金	国頭村産業まつり（沖縄県、～26日）
26日	日	蒲生地区自治会との意見交換会
29日	水	例月出納検査
30日	木	東部広域行政管理組合議会運営委員会（鳥取市）
2月1日	土	浦富地区自治会との意見交換会
4日	火	人権啓発研究集会（奈良県、～5日）
6日	木	東部広域行政管理組合議会定例会（鳥取市、～7日）
〃	〃	和歌山県かつらぎ町議会行政視察受入れ
7日	金	あらゆる差別をなくする審議会
12日	水	総務教育常任委員会正副委員長会議
〃	〃	産業福祉常任委員会正副委員長会議
13日	木	産業福祉常任委員会
〃	〃	タブレット端末操作講習会
14日	金	後期高齢者医療広域連合議会定例会（湯梨浜町）
17日	月	総務教育常任委員会
〃	〃	町村議会広報クリニック（東京都）
19日	水	東部町議会議長会臨時総会（鳥取市）
〃	〃	鳥取県町村議会議長会定期総会（鳥取市）

20日	木	産業福祉常任委員会
25日	火	全員協議会
〃	〃	議会活動の在り方検討特別委員会
26日	水	議会運営委員会
27日	木	例月出納検査
3月 3日	月	岩美高等学校卒業証書授与式